

■貸渡自動車約款（レンタカー）

第1章／総則

第1条(約款の適用)

1.当社は、約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし借受人はこれを借り受けるものとします。なおその約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2.当社はこの約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約約款が優先するものとします。

第2章／予約

第2条(予約の申し込み)

- 借受人はレンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等と同意の上、別に定める方法により、予め車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者、チャイルドシート等付品品の選択、その他借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なおレンタカーについては、運行区間又は先発、利用者人数及び使用目的も借受条件として予約の申込みを行うものとします。
- 当社は借受人からの予約の申し込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消し等)

- 借受人は別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
- 借受人が借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上遅延してもレンタカー一貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）を締結し続けたに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 前2項の場合、借受人は、べつに定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 当社の都合により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済みの予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより予約金を支払うものとします。
- 事故、盗難、不返還、引取、火災その他の借受人又は当社のいかなる者の責任によらずに貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第5条(代替レンタカー)

- 当社は借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なるクラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができます。
- 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は車種クラスを除外予約と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金は予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる時は、予約された車種クラスの貸渡料金によるものとします。予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
- 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの費用を拒絶し、予約を取り消すことができます。
- 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰する事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済みの予約申込金を返還するほか、べつに定めるところにより予約金を支払うものとします。
- 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第6条(免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条(貸渡契約の代行)

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができま。
- 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができます。

第3章／貸渡

第8条(貸渡契約の成立等)

- 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡し条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。
- 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第1項（第1条）に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 当社は借受許可の基本通達（注1）に基づき、貸渡課、貸渡課外貸渡課及び第14条第1項に規定する貸渡課に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写を添付する義務があるため、貸渡契約の締結において、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものと、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
- (注1)「監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車部交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自第1138号平成元年6月13日)の2(7)及び(8)のこととします。
- (注2)「運転免許証とは道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。ただし、普通自動車運転免許第10条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は運転免許証に準じます。
- 当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の写しまたは本人が確認できる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人に対して、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその支払い方法を指定することがあります。
- 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)

- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
 - 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許の所持がないとき。
 - 酒気を帯びているとき。
 - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈しているとき。
 - チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を乗せるとき。
- (警力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその反社会組織に属している者であると認められたとき。
- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞り続けた事実があるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、第7条第1項の各号に掲げる行為を行った事実があるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて(他のレンタカーを借受するに先駆けて)金を盗みます。】において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料放又は保険料放逆により自動車保険が適用されなかった事実があるとき。
 - (別)に明示する条件を満たしていないとき。
 - その他、当社が適当でないと認めたとき。
- 第2項の場合には予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条(貸渡契約の成立等)

- 貸渡料金は、以下料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
 - 基本料金、乗掛手数料、免許補償料加入料、オプション料金、燃料代、配付品取料、その他の料金。
- 基本料金はレンタカーの貸渡料のうち、当社の貸渡業務において、当社が地方公共団体等から賃借し、又は地方公共団体等から賃借し、かつ、当社の貸渡業務に供するものとして、第14条第1項において、第18条第6項又は第23条第1項に属するものとします。この貸渡料金は、第14条第1項において、第18条第6項又は第23条第1項に属するものとします。
- 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い貸渡料金によるものとします。

第12条(借受条件の変更)

- 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
 - 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務の支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
- #### 第13条(点検整備及び確認)
- 当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
 - 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
 - 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されたことと並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、およびレンタカーに整備不良がないこととその他のレンタカーに整備不良がないこととを他のレンタカーが借受条件とするものとします。当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条(貸渡料の交付、保管等)

- 当社はレンタカーを引き渡したときは、地方運輸局支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第15章／使用

第16条(責任)

- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務を課すレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条(日常点検整備)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。
- #### 第17条(禁止行為)
- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けずにかつレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2)レンタカーを所定の使用法に使用し又は第8条3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
 - (3)レンタカーを転賣し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4)レンタカーの車体、又は車体番号標を偽造若しくは改変し、又はレンタカーを改造若しくは改変する等その原状を変更すること。
 - (5)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各機テスト若しくは競技に使用し又は他社の車引若しくは後押しに使用すること。
 - (6)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - (7)当社が承諾し、又は法令に定めるところでレンタカーについて損害保険に加入すること。
 - (8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 - (9)その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
 - 第8条、第18条又は第23条に該当する場合で刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第18条(違法運転の場合の使用等)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法運転をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法運転に係る反則金をを納付し、及び駐車違反に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。
- 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い営業所に出現して違反を処理するよう指示するものと、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものと、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対して、放置駐車違反をした事実及び警察署から出現し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当該所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名を求め、自認書に借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 当社は当社が事実と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任の所在を明らかにし、必要な資料を提出し、引続き借受人に求めるものとします。
- 放置駐車違反及び自認書提出に貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 当社が道路交差点第15条の4第1項の放置違反納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用等を負担した場合には、借受人又は運転者は当社に対して放置違反金相当及び当社が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、借受人又は運転者が放置違反金相当を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の交付を受けたときは、当社は受け取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。
- 当社が前項の放置違反納付命令を受けると、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに前項の請求額を支払わないときは、当社は当社団体系全国レンタカー協会に対し、放置駐車違反関係費用未払報告をする等の措置をとるものとします。

第19章／返還

第19条(返還場所)

- 借受人又は運転者はレンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責任を負うことができないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条(返還場所の確認等)

- 借受人又は運転者は、当社立合いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態を返還するものとします。
 - 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品についての責任を負わないものとします。
- #### 第21条(借受期間変更時の貸渡料金)
- 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- #### 第22条(返還場所)
- 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更または、返還場所の変更によって必要となる返送のための費用を負担するものとします。
 - 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、つぎに定める返還場所変更運送料を支払うものとします。返還場所変更運送料＝返還場所の変更によって必要となる返送のための費用×300％

第23条(不返還となつた場合の措置)

- 当社は借受人又は運転者が借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所へレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の責任が不明となる等の理由により、所定の返還場所へ戻らずと認められたときは、何事報告を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告を行う等の措置をとるものとします。
- 当社は、前項に該当となつたときは、レンタカーの所在を確知するまで、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への照取り調査や通信傍聴情報システムの利用等を含む必要な措置をとるものとします。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第24条(故障、事故、盗難時の措置)

- 借受人又は運転者は使用中にレンタカーの異常又は故障が発生したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条(事故発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるものと、次に定める措置をとるものとします。
 - (1)直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2)前項の指示に基づきレンタカーの修繕を行う場合又は賠償した場合を除き、当社は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3)事故に際して、当社及び当社の指定した修理業者が関係している場合は、当社の調査に協力し、必要な整備等を実施し、必要な整備等を行うこと。
 - (4)事故に際して、当社及び当社の指定した修理業者が関係している場合は、当社の調査に協力し、必要な整備等を実施し、必要な整備等を行うこと。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
- 当社は借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条(盗難発生時の措置)

- 借受人又は運転者は使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1)直ちに警察に被害の届出を提出すること。
 - (2)直ちに鑑定状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3)盗難、その他の被害に関し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及要求する書類等を速滞なく提出すること。

第27条(費用使用に要する貸渡契約の終了)

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 故障等が貸し出し前に生じた瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社が代替レンタカーの提供を受けることができます。なお、代替レンタカーの提供条件については第5条第2項を準用するものとします。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けたいときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金をから、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、当社に定める以上の賠償を請求できないものとします。

第28章／賠償及び補償

第28条(賠償及び補償)

- 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・毀失等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものと、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条(保険及び補償)

- 借受人又は運転者は、第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害賠償契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1)対人補償 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
 - (2)対物補償 1事故毎限度 無制限(免責金額5万円)
 - (3)車両補償 1事故毎限度 時価額(免責金額5万円、ただし、4トン以上のトラック及びマイクローバ、自家用普通乗用車は10万円)
 - (4)損害者傷害補償 1事故毎限度 1,000万円×定員、1名限度1,000万円
 - (5)保険料放又は補償金の先払事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - (6)損害者に対する賠償金は、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - (7)保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定められた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払い額を当社に弁済するものとします。
- 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の先払金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人は運転者の負担とします。

第8章／貸渡契約の解除

- 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第30条(貸渡契約の解除)

- 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て任意に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は別途定められた金額に該当するときは除き、受領済の貸渡料金をから、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を返還するものとします。
- 借受人は前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}

第30章／個人情報

第32条(個人情報の利用目的)

- 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1)レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2)借受人又は運転者は、レンタカー及びこれらに関連するサービスの提供をため。
 - (3)借受人又は運転者の本人確認及び審査をため。
 - (4)レンタカー、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝活動の遂行、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者に案内するため。
 - (5)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討に資するため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
- 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 当社のマーケティング活動において、借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(個人情報の管理及び利用の制限)

- 借受人又は運転者は、第18条第6項又は第23条第1項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人又は運転者の氏名、住所等を含む個人情報が社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間間保存することと並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第10章／雑則

第34条(連帯保証人)

- 連帯保証人は本契約に基づき借受人及び運転者の借受人に対する一切の債務(第13条に基づき借受人の負担する修費等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して借受人及び運転者と共に債務履行の責を負うものとします。
- 貸渡人は必要と認めるときは、借受人に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、借受人は直ちに、貸渡人が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。
- 連帯保証人は、貸渡人が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払いを請求されても異議ないものとします。
- 連帯保証人は、貸渡人がその都合によって他の保証、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張および損害賠償の請求をしないものとします。
- 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって貸渡人から権利を取得した場合でも、貸渡人の書面による事前の承諾なくして代位行使をすることができず、代位行使を行きできないものとします。

第35条(租税)

- 当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつても免除することができるとものとします。

第36条(消費税)

- 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第37条(遅延損害金)

- 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条(邦文約款と英文約款)

- 邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとします。

第39条(租則)

- 当社は、この約款の租則別に定めることができるものと、その租則とこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 当社は、別に租則を定めたときは、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行する「フラット」、料金表又はホームページ等においてこれを記載するものとします。これを変更した場合は同様とします。

第40条(合意管轄裁判所)

- この約款に規定する権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する東京簡易裁判所・東京地方裁判所を所在地を管轄裁判所とします。
- 本約款は、平成26年9月1日から施行します。